

訪問看護及び介護予防訪問看護の運営規定

事業の目的

第1条 疾病や損傷により、家庭において、寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた対象者に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供する。

2.この事業は、介護保健法及び健康保険法の理念に基づき、対象者の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、在宅療養を推進し快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

運営方針

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2.事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について臨時協議する。

事業所の名称

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 九友会 さかきばら訪問看護ステーション
- ② 所在地 愛知県刈谷市寺横町 5-78 (医療法人 九友会 榊原医院 3階)

職員の職種、員数、及び職務内容

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤・非常勤	備考
管理者	経験ある看護師	1名(常勤)	看護職員と兼務
看護職員	看護師	5名以上	うち常勤1名 管理者と兼務

1. 管理者・・・職員の管理、適切な訪問看護への配慮、衛生管理、適切な訪問看護の実施に対する必要な管理、訪問看護計画書・報告書の管理
2. 看護職員・・・適切な訪問看護の実施と主治医との連携、訪問看護計画書・報告書の作成、緊急時の主治医への連絡等必要な措置、業務上知り得た秘密の保持

職員の基本姿勢

第5条 職員の基本姿勢は次の通りとする。

1. 職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者及び家族等の福祉の向上を図るように努める。
2. 職員は、訪問看護が適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するように努める。
3. 職員は、医学の立場を堅持し、常に利用者の病状や心身の状態、家族等の状況の把握に努め、適切な訪問看護ができるよう療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を行う。
4. ステーションの訪問看護師の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後同行訪問頻回（1人で訪問可能になるまで）以後必要時
 - ② 継続研修 所内研修及び伝達講習（必要時その都度）
 - ③ 外部研修 1～2回/年

営業日及び営業時間

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする
〔ただし、国民の祝日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、
年末年始（12月30日～1月3日）までを除く〕
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする
3. 電話などによる24時間常時連絡が可能な体制とする
4. 時間外の訪問も必要時対応する

訪問看護の内容

第7条 指定訪問看護の内容は、次のとおりである。

- ① 病状、障害などの観察
- ② 清拭、洗髪、足浴等の清潔の保持
- ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ 関節可動域訓練
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 医師の指示による医療処置
吸引、酸素吸入、カテーテル管理、膀胱洗浄、内服管理等
- ⑧ 療養生活や介護方法の相談指導、精神面への支援
- ⑨ 認知症看護
- ⑩ かかりつけ医や関係機関への連絡調整及び報告

利用料等

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

その他、オプションで訪問看護を行った場合は別に定める利用料とする。

1. 死後の処置料は 10,000 円（税別）とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事項に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

通常の実業の実施地域

第9条 通常の実業の実施地域は刈谷市全域とする。

必要時、市外の訪問看護も実施する。

緊急時における対応方法

第10条 看護師等は、訪問看護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

訪問看護内容の教示

第 11 条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、利用手続き、内容、利用料、その他のサービスの提供方法等について説明し理解を得る。

2. 訪問看護の申込みがある場合は、療養上の世話の程度が重い事を理由に訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護が提供できないと判断した場合はその限りではない。

- ① 利用申込み者の病状が重篤な場合
- ② 利用申込み者の居住地とステーションの所在地が遠距離である場合
- ③ 職員の現員から、利用申込みに応じられない場合

この場合は、主治医又はケアマネージャーへの連絡等必要な措置をすると共に、利用者又はその家族等に対し充分説明をして理解を得る

守秘義務

第12条 守秘義務は次のとおりとする。

1. 職員は正当な理由無く、その業務上知り得た、利用者及びその家族等の秘密を

漏らしてはならない。

2. サービス事業者間への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行う。

他職種との連携

第13条 訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他医療、福祉サービスを提供する者との連携を満つに行います。

市町村との連携

第14条 地域に根ざした事業を目指して市役所（長寿課）、社会福祉協議会、居宅支援事業所、在宅介護支援センター、他訪問看護ステーション等と連携を図り在宅ケアサービスの向上を図る。

主治医との連携

第15条 主治医の指示書に基づき適切なサービスを提供できるよう、主治医と密接で適切な連携を図る。

サービス終了時の連携

第16条 サービス提供の終了に際し、利用者及びその家族等に適切な指導を行うと共に、必要なサービスが継続して提供されるよう、担当医師、ケアマネージャー等と連携を図るため、文書で連携を図るよう努める。

衛生管理

第17条 ステーションの設備及びサービスの提供を行う際に使用する備品については必要な衛生管理に努める。

記録

第18条 記録は次の通りとする。

利用者毎に訪問看護計画書、訪問看護報告書を作成する。

事業を適切に把握する為、日々の運営及び利用者に対する諸記録を整備し、5年間保存する。

オンライン資格確認

第19条 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療／薬剤情報・特定健診等の情報をもとに、業務効率化や質の高い医療の提供に努める。

業務継続計画の策定

第20条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずる。

虐待の防止

第21条 虐待の発生又はその再発を予防するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める）を講じ、利用者の人権の擁護と虐待の防止等を推進する。

身体拘束等の適正化の推進

第22条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

事故発生時の対応

第23条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じるとともに、事故の状況、採った処置について記録に残します。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人九友会の理事長とステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。（平成16年1月5日）

附則

1. この規定を実施するため必要な事項については、細則を定める。
2. この規定は、平成19年6月1日から施行する。
3. この規定は、平成20年4月1日から施行する。
4. この規定は、平成20年9月1日から施行する。
5. この規定は、平成21年6月1日から施行する。
6. この規定は、平成22年8月17日から施行する。
7. この規定は、平成26年4月1日から施行する。
8. この規定は、平成26年4月4日から施行する。
9. この規定は、平成27年1月23日から施行する。
10. この規定は、平成27年4月1日から施行する。
11. この規定は、平成28年6月1日から施行する。

12. この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
13. この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
14. この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
15. この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
16. この規定は、令和 6 年 7 月 30 日から施行する。